

単身赴任手当細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和4年10月19日学長裁定)

単身赴任手当細則の一部を改正する細則

単身赴任手当細則（平成16年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (支給) 第11条 単身赴任手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給しない。 (1)～(2) (略) (3) 旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程（平成16年旭医大達第166号）第 <u>5</u> 条の規定に基づく育児休業 <u>又は第15条の2の規定に基づく出生時育児休業</u> をしている場合 (略) <u>附 則</u> <u>この細則は、令和4年10月19日から施行し、改正後の第11条第3号の規定は、令和4年10月1日から適用する。</u>	(略) (支給) 第11条 単身赴任手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給しない。 (1)～(2) (略) (3) 旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程（平成16年旭医大達第166号）第 <u>4</u> 条の規定に基づく育児休業をしている場合 (略)
別紙第1（第7条第1項関係） (略)	別紙第1（第7条第1項関係） (略)
【改正理由】 新設される出生時育児休業に対応するため、所要の改正を行うものである。	